

長野県高齢者虐待対応現任者標準研修

養介護施設従事者による
虐待対応の留意点とポイント

この時間の目的

- 養護者による虐待対応との共通点・相違点を知る。
- 市町村による虐待対応の整備について知る。
- 養介護施設従事者による虐待対応について知る。
- 厚労省マニュアル・県マニュアルについて知る。

養護者による虐待対応との共通点

- 高齢者の生命や身体への安全確保が目的。
- 市町村が虐待対応の第一義的責任を負う。
- 適切な虐待対応及び権限行使が求められる。
- 相談・通報の受理～終結までの流れ。

養護者による虐待対応との相違点

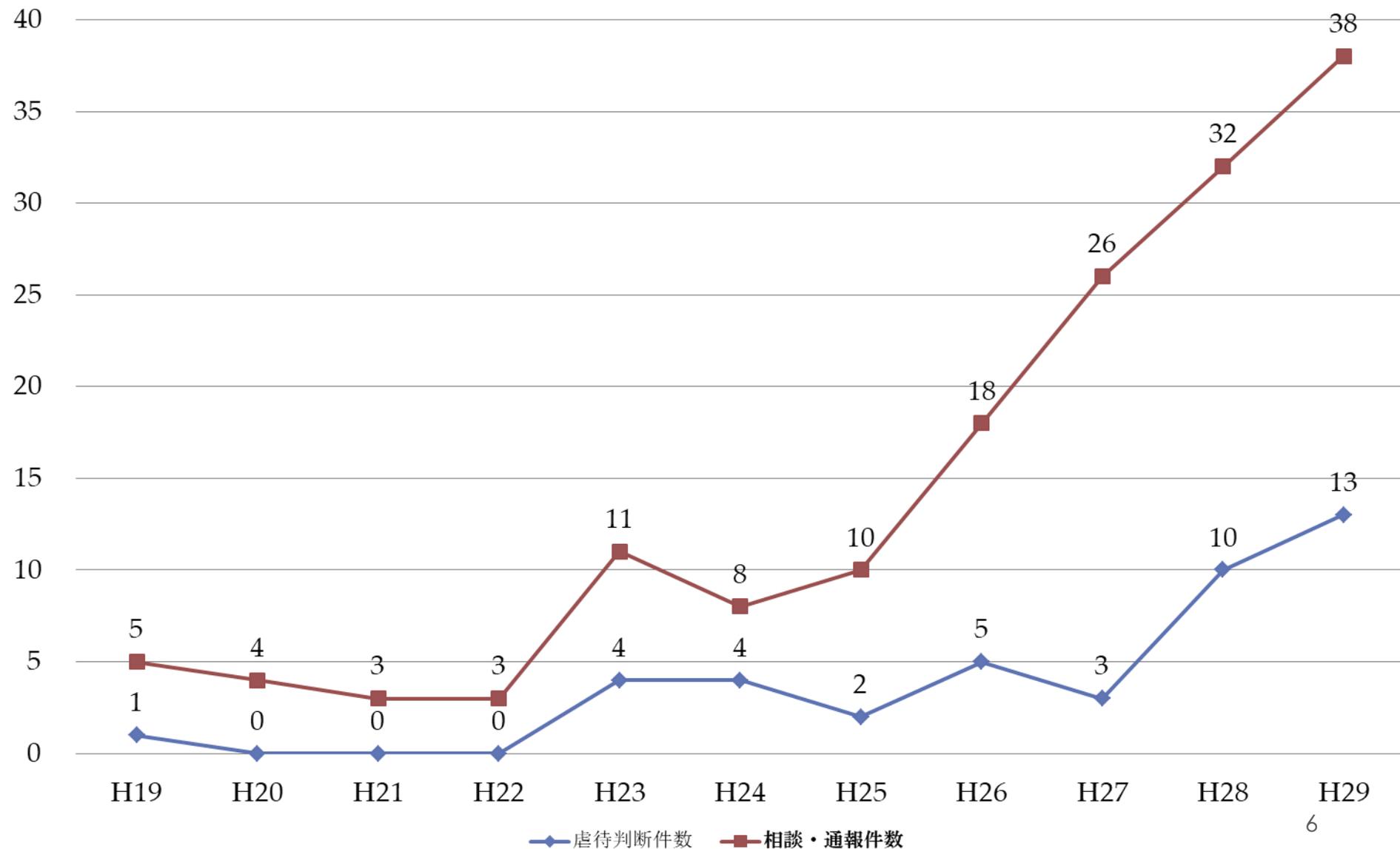
- 虐待対応の対象が「個人」ではなく「組織」。
- 地域包括支援センターは対応機関ではない。
 - ※通報受付窓口を地域包括支援センターとしているところも...
地域包括支援センターは、庁内連携での協力はあっても養介護施設従事者等による虐待対応の中心ではない。
市町村により事務分担等が異なるので再確認が必要。
⇒市町村で調査できる職員を確認するなどの体制整備も必要。
- 虐待対応（事実確認）の際の法的根拠。
- 施設の指定等権限が市町村と県の両方に存在する。
- 対応～終結までの時間的流れ。

市町村による虐待対応の整備

- あなたの勤務する役所・役場で、その地域では養介護施設従事者等による虐待がないと言い切れますか？
- あなたが通報（相談）の電話や面談を終えた後、まず何をしますか？
- 被虐待者の一番近い存在である市町村行政が虐待対応のみならず安心して安全な生活を確保できる立場を自覚。
- 対応しなかった結果、虐待を「事件」や「報道」で知ることにならないか？

市町村による虐待対応の整備

【長野県】 養介護施設従事者等による高齢者虐待推移(件)



養介護施設従事者等による 虐待対応

初動期段階

目的...高齢者の生命や身体 of 安全確保。

- 帳票の活用と通報内容の精査。
- 可能な限りの情報収集と事実確認のための入念な打ち合わせ。
- 通報者保護に特に配慮を行う。

現場で何が起きているのか・必ず「行く・見る・聞く・調べる」の実行。

初動期段階

通報の受理 県-P5

- 施設所在地の市町村の窓口で通報・情報提供を受けた場合・・・当該市町村が対応。

- 施設所在地の市町村の窓口以外の機関が通報・情報提供を受けた場合。
 - 通報内容の整理・詳細の確認。
 - 可能な限り通報者の連絡先を確認。
 - 施設所在地の市町村に情報提供。

初動期段階

事実確認の準備 県-P5

- 養介護施設従事者等による虐待は、市町村の**担当部署**が対応。
- 監査や実地指導を担当する部署と異なる場合は、庁内での連携体制を予め整えておくことが必要。
- 可能な限りの情報収集。

- ・ 誰（どの部署）が陣頭指揮を執るのか
- ・ 保健師等の同席は必要か。
- ・ 社会福祉士等の同席は必要か。

初動期段階

事実確認の準備 県-P6

①監査（立入検査等）

指定基準違反や不正請求が認められる場合に不適正な運営や介護報酬の不適切な請求の早期停止。

入手した情報から虐待など重大な権利侵害が行われている可能性が高いと考えられる場合などに「監査」を実施。特に次のような場合は検討を。

例

- 内容が切迫した危機感がある。
- 死亡事故や同等の重傷事故が報告されている。
- 過去に行政処分等の法令違反がある。

初動期段階

事実確認の準備 県-P6

②実地指導

虐待の防止や身体拘束禁止の観点から虐待や身体拘束に係る行為についての理解、防止のための取組促進について指導(いわゆる運営指導)。

③高齢者虐待防止法による任意の調査

高齢者虐待防止法の趣旨を踏まえて実施する調査で、当該施設、事業所に対して、適正な運営確保を通して虐待を防止するという法の目的を説明し、理解をもとめて実施(いわゆる任意の協力の下の調査)。

初動期段階

事実確認の準備 県-P6

①監査（立入検査等）

⇒事前連絡の必要はない。

②実地指導

⇒事前連絡が必要となるが、当日や特に高齢者虐待等が疑われる場合など日常のサービス提供状況を確認する場合は事前通告を行わず、直前の連絡（指導開始時に文書で必要事項を通知）も可能。

③高齢者虐待防止法による任意の調査

⇒事前連絡が必要という規定はない。

事実確認での注意点

- 事実確認で「**保護**」が必要と判断されることもある
⇒ 入所しているから「衣食住が確保されている」という判断は適切ではない。
- 通報以外の状況も確認することが必要。
⇒ 通報以外の虐待が生じている場合もある。
通報の対象者以外にも入所者、利用者がいる場合、複数の職員が虐待に関与している場合等。
- 法的権限の変更も視野に入れる。
⇒ 法に基づく任意の調査から監査に切り替えることも可能。

初動期段階

虐待対応ケース会議（判断会議） 県-P8

- 虐待の有無・緊急性の判断。 **※管理職の出席**
- 虐待を受けている可能性のある高齢者ごとに事実確認を行い、できる限り事実を特定し判断。
- 組織としての今後の対応方針の決定。
- 生命又は身体に危険が生じているおそれがある場合、医療機関への一時入院や「やむを得ない事由による措置」を適用。

市町村単独での対応が困難な場合は県、法律の専門家、専門職チームの派遣等を検討。¹⁵

対応段階

目的...虐待を解消させるための組織的取り組み。

- 対応計画に基づく対応。
- 虐待の解消と再発防止に向けた取り組み。
- 高齢者の**安心で安全**な生活の確保。

計画は誰が・いつまでに・何をするのか明確にし、組織として機能するために作る。

対応段階

対応計画に基づく対応 県-P9～P10

- 事実確認の継続。
- 高齢者の保護。
- 成年後見の市町村申立て。
- 改善計画書の提出要請。
- 県への虐待情報報告。

評価・終結段階

対応に基づく評価

- 事実確認調査で確認された虐待が解消されているか。
- 評価時点でその他の虐待が生じていないか。
- 個々の改善目標が計画どおり達成されたか。
- 虐待予防のための取組みが継続して行われているか。
- 虐待が生じた場合の対応策が講じられているか。

評価・終結段階

終結の判断 県-P10

目的...虐待の終結を判断 **※管理職の出席**

- 虐待が解消し、高齢者が安心してサービスを利用できるようになったと確認できること。
- 虐待の要因となった課題について、再発防止のための方策が講じ、効果が上がっているか。

根拠を持った判断が難しい場合県・法律の専門家や専門職チームの派遣を検討。

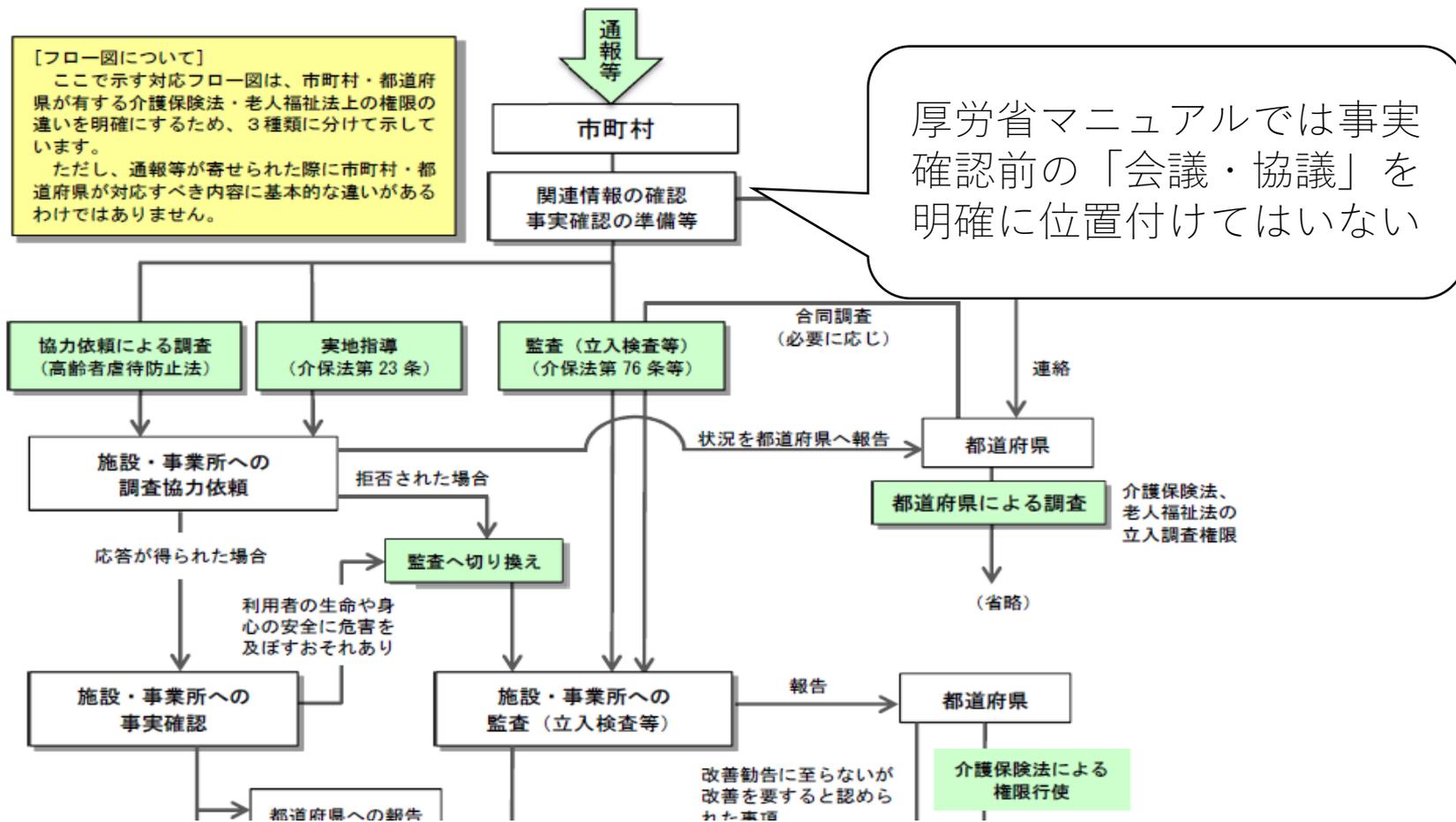
その後の対応

評価結果のフィードバック

- 評価を行った結果は、当該施設等に文書等でフィードバックを行う。
- 虐待の要因となった課題について、再発防止のための方策が講じ、効果が上がっているか。
- 再発防止策が現場職員まで浸透しているか。

厚生労働省マニュアルと長野県マニュアル についての整理①

都道府県が指定権限を有する介護保険施設・事業所の場合



厚生労働省マニュアルと長野県マニュアル についての整理②

➤ 県への報告について

厚生労働省は虐待が「確認」された事例を基本としているが、県は「相談・通報受理後」速やかに行うものとしている。

➤ 事実確認の法的根拠について

厚生労働省は「監査」「実地指導」「任意の協力の下での調査」のうち適切なものを検討し実施としているが、県は「任意の協力の下での調査」を基本としている。

厚生労働省マニュアルと長野県マニュアル についての整理③

➤調査報告書の作成

厚生労働省は事実確認終了後、調査報告書を作成し、管理職の確認を取ることとしているが、県は定めなし。

※帳票を活用した虐待対応ケース会議（判断会議）の開催については共通。

➤指導文書の例

厚生労働省は市町村として虐待対応を行った養介護施設等に対する指導文書の例が示されている。

まとめ

- 養介護施設従事者等による虐待も市町村の責務において
終結させる = 養介護施設従事者等は入所施設に限らない。
- 突然入ってくる虐待の相談・通報に対応するため、対応
の整備が非常に重要である。
- 高齢者虐待は高齢者に対する最も重大な権利侵害である
ことを念頭に、市町村行政として高齢者の権利擁護の視
点で対応する。
- 虐待者が不在（退職等）になったことで虐待対応は終結
しない = 組織に働きかける。

対応する行政が一貫し、根拠のある判断・対応
をするために帳票があります(詳しくは演習で)。